

大阪市公告第39号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

令和6年6月14日

大阪市長 横山英幸

登録番号	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	衛生検査所の名称及び所在地	検体検査の業務の内容
大第54号	株式会社ライズゲート 大阪府吹田市千里山西1丁目35番 30-12号	心斎橋PCR検査センター 大阪府中央区南久宝寺3丁目3番3号	遺伝子関連・染色体検査（病原体核酸検査） <特記事項> 令和2年3月5日付け医政発0305第1号厚生労働省医政局通知に基づく臨時的な条件付き開設のため、新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみの取扱いとする。
登録抹消年月日		令和6年3月31日	

（健康局保健所保健医療対策課）